

◆PTA役員組織表は省略しています。また、個人名は**で表記しています。PTA総会で配布される議案書には記載されています。

令和4年度 双葉中学校	
P T A 総 会	
令和4年5月14日(土)	
1 学習参観 (各教室)	【 9 : 5 0 ~ 1 0 : 4 0 】
2 PTA総会 (体育館)	【10 : 5 5 ~ 1 1 : 3 5】
(1) 開会の言葉 (2) 会長・校長挨拶 (3) 令和3年度 事業報告・会計報告 (4) PTA組織解散について(承認手続き) (5) 令和4年度 活動方針・活動計画(案) (6) 令和4年度 会計予算(案) (7) 閉会の言葉	
3 学習参観 (各教室)	【11 : 5 0 ~ 1 2 : 4 0】

令和4年度 PTA役員組織表(略)

令和3年度 PTA事業報告

月	日	曜	事業・会合等	備考
4	22	木	企画委員会・評議員会・事業部会	活動方針・事業計画・予算案等
5	15	土	PTA総会	活動方針・予算案等
8	4	水	企画委員会	組織見直し等
8	25	水	企画委員会	組織見直し等
10	16	土	米原市PTA教育講演会	→中止(オンライン配信)
10	27	水	企画委員会	組織見直し等
11	20	土	評議員会	組織見直し・役員選出依頼等
2	4	金	企画委員会	年度総括・新事業部長選出等
3	17	木	新企画委員会	次年度活動方針・予算案等

【事業部活動】

校外指導部	部長：**	学校代表：**
○5～10月の第3水曜日、午後3時から30分間、億谷商店前付近から近江公民館付近にかけての交通指導を行った。		
文化体育部	部長：**	学校代表：**
○活動なし *体育大会で駐車場係としての支援を予定していましたが、日程等変更のため実施しませんでした。		

研修部	部長：**	学校代表：**
○ふたばの日の教育講演会の講師料を援助した。 *米原市PTA教育講演会への参加を予定していましたが、会場開催が中止されました。 →11月にオンライン(CATV、You Tube)で配信されています。		
広報部	部長：**	学校代表：**
○活動なし		

【学年部】

○学年ひびきあい活動を実施しなかった *令和3年度は学年部を組織していません。
--

令和3年度 P T A 会計報告

収入の部					
項目	本年度予算額	収入済額	比較	備考	
会費	保護者	552,600	563,400	10,800	前期313名分、後期313名分
	教職員	43,200	43,200	0	前期24名分、後期24名分
繰越金	221,544	221,544	0		
雑収入	2,000	2,101	101	利息、市PTA連絡協議会より	
合計	819,344	830,245	10,901		
支出の部					
項目	本年度予算額	支出済額	予算残額	備考	
会議費	5,000	1,888	3,112	湯茶、郵送料	
事務費	55,000	49,200	5,800	リサイクル用紙、インク	
旅費	5,000	0	5,000		
事業部費	校外指導部費	20,000	0	20,000	
	文化体育部費	0	0	0	
	研修部費	100,000	100,000	0	教育講演会(ふたばの日)援助
	広報部費	0	0	0	
学年部費	1年部費	120,000	120,012	-12	着付け講座講師謝金、ホワイトボード等
	2年部費	120,000	115,440	4,560	スケート団体指導料、マナー講座講師謝金等
	3年部費	120,000	120,000	0	学校説明会傷害保険掛金、施設使用料等
分担金	55,000	55,415	-415	県・市PTA会費、県安全会費	
慶弔費	20,000	0	20,000		
予備費	199,344	169,141	30,203	タブレットバッグ、パンフレットスタンド、書籍	
合計(b)	819,344	731,096	88,248		
残金(来年度繰越金)		99,149 円			
監査の結果、収支ともに正確であり証拠書類もよく整備されていることを認めます。					
令和3年3月31日		会計監査員	印		
		会計監査員	印		

承認議案

令和4年度末をもって双葉中学校PTA組織を解散する。保護者は学校運営協議会を通して、双葉中学校教育の振興と充実に関わっていく。

- ・令和4年度会計報告は、総会ではなく、評議員会において承認を受ける。
- ・令和4年度末会計の余剰金は、双葉中学校後援会に繰り入れる。
- ・PTA関係の備品（スリッパ、交通安全のぼり等）は、双葉中学校に寄贈する。

参考資料

《提案理由》

社会構造や時代の変化に伴い、PTA活動に対しては、様々な問題が提起されています。PTA活動には、相互理解、教育の振興、学習や研修の場などのプラスの面がありますが、同時に、強制加入の問題、役員のなり手や負担の問題、活動内容の問題、個人情報取得の問題など、多くの問題を抱えています。

昨年度、現行のPTA組織、PTA活動について企画委員で議論を重ね、評議員会で双葉中学校PTA組織を令和4年度末をもって解散することが議決されました。

学校の教育活動には、保護者の参加や協力が不可欠なのは言うまでもありません。双葉中学校では、令和2年度より学校運営協議会が組織され、コミュニティ・スクール事業がスタートしています。この学校運営協議会には保護者代表も参加し、学校運営に参画しています。PTA組織は解散しても、双葉中学校保護者は、この学校運営協議会の活動を通して、地域と共に子どもたちの健全育成や学校教育の振興・充実に取り組んでいきたいと思えます。

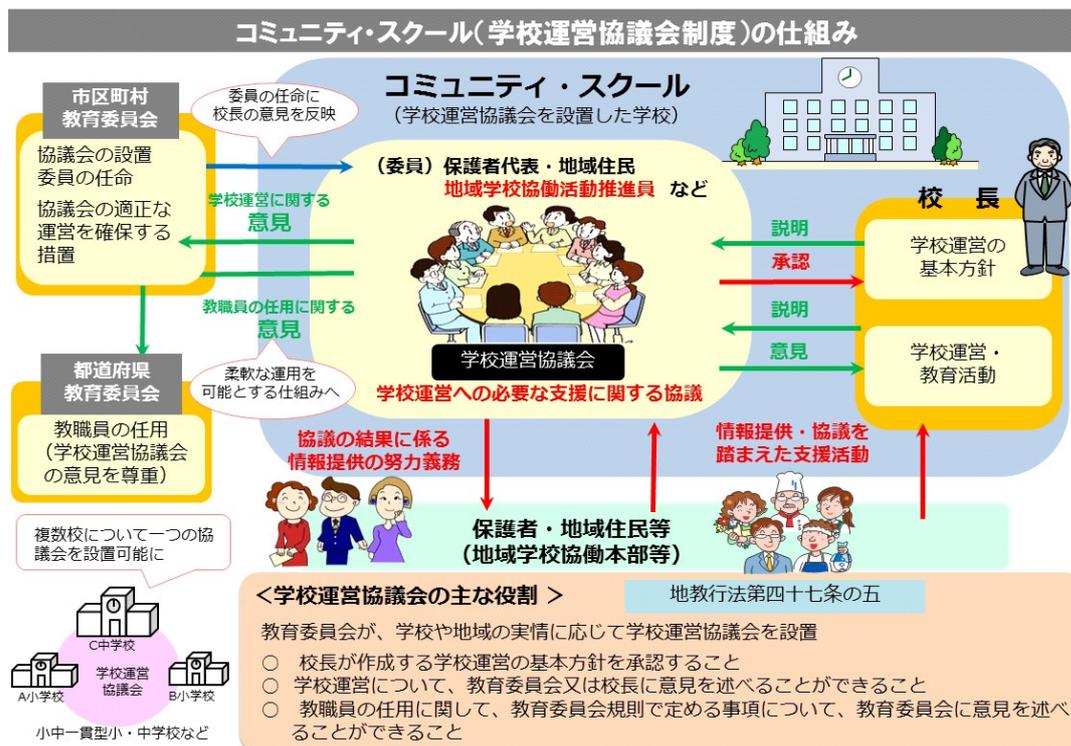
《経過》

令和3年 4月22日	評議員会でPTA組織見直しの提案
令和3年 5月15日	総会でPTA組織見直し検討の承認
令和3年8月～10月	企画委員会での検討（3回）
令和3年11月20日	評議員会でPTA組織解散の提案を検討・議決

《コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）とは》

コミュニティ・スクールは、学校と保護者や地域住民がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子供たちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める法律（地教行法第47条の5）に基づいた仕組みです。

学校運営協議会には保護者代表（2～3名）も委員として参加しています。保護者代表は協議会の推薦をもとに、校長が依頼して決定します。



令和4年度 PTA活動方針(案)

スローガン	「思いやり、感謝、挨拶、笑顔を引き出すPTA」
-------	-------------------------

1 基本方針

子どもたちが健全に成長を図り、変化の激しい時代を乗り越え、輝かしい未来を切り拓いていけるよう、学校・地域・保護者が連携し、協働できるよう取り組む。

2 具体的方針

- (1) 子どもたちの健全な成長を図るために、学校・地域社会・家庭が連携を密にし、自ら学び、豊かな心を持ち、たくましく生きる生徒の成長を支援する。
- (2) 支部活動を通じ、地域における安心安全な環境の整備充実を図るとともに、地域活動への積極的な参画に努める。
- (3) 事業部活動を、次年度以降の学校運営協議会を通じた活動を見据えたものに見直していく。具体的には以下の通りとする。
 - * 事業部会ごとの活動は行わない。
 - * 事業部員は所属する事業部会に関係なく、学校運営協議会の要請に応じて、コミュニティスクール推進事業に協力していく。
 - * 学年部会は組織せず、ひびきあい活動の実施は行わない。

令和4年度 PTA会計予算(案)

収入の部					
項目	前年度予算額	前年度決算額	本年度予算額	備考	
会費	保護者	552,600	563,400	62,800	200×314名
	教職員	43,200	43,200	5,200	200×26名
繰越金	221,544	221,544	99,149		
雑収入	2,000	2,101	2,000		
合計(a)	819,344	830,245	169,149		
支出の部					
項目	前年度予算額	前年度決算額	本年度予算額	備考	
会議費	5,000	1,888	1,000		
事務費	55,000	49,200	25,000		
旅費	5,000	0	2,000		
事業部費	校外指導部費	20,000	0	0	
	文化体育部費	0	0	0	
	研修部費	100,000	100,000	0	
	広報部費	0	0	0	
学年部費	1年部費	120,000	120,012	0	
	2年部費	120,000	115,440	0	
	3年部費	120,000	120,000	0	
分担金	55,000	55,415	55,000		
慶弔費	20,000	0	20,000		
予備費	199,344	169,141	66,149		
合計(b)	819,344	731,096	169,149		

双葉中学校 P T A 会則

第1章 名称および事務所

第1条 本会は、双葉中学校 P T A と称し、事務所を双葉中学校内に置く。

第2章 目的

第2条 本会は、保護者と教師が協力し、相互の理解と研修を深め、健全な生徒の育成と会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第3章 事業

第3条 本会は、前条の目的を達するため、次の事業を行う。

1. 学校および家庭教育に関する理解を深め、その振興を図るための学習および実践に関する事業。
2. 校外生活指導の充実と、福祉の向上に関する事業。
3. 地域における教育環境の改善に関する事業。
4. 生徒の健康増進と、文化活動高揚に関する事業。
5. その他、必要と認める事業。

第4章 会員

第4条 本会の会員は、双葉中学校の保護者と、同校勤務の教職員をもってする。

第5条 本会の会員は、すべて平等の権利と義務を有する。

第5章 会計

第6条 本会に必要な経費は、会費その他の収入をもって支弁する。会費は、1、2学期はじめの月に分納するものとする。

第7条 本会の経理は、総会に報告され、承認を得なければならない。

第8条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 役員

第9条 本会の役員は、次の通りとする。

- | | | | |
|------------|-------------------------------|------|---------------|
| 1. 会 長 | 1名 | | |
| 2. 副 会 長 | 2名 (男1名・女1名) | | |
| 3. 顧 問 | 若干名 | | |
| 4. 支 部 長 | 各字1名 | | |
| 5. 校外指導部員 | P会員各字若干名・T会員若干名 | | |
| | (P会員とは保護者、T会員とは学校教職員を指す。以下同じ) | | |
| 文化体育部員 | P会員各字若干名・T会員若干名 | | |
| 研 修 部 員 | P会員各字若干名・T会員若干名 | | |
| 広 報 部 員 | P会員各字若干名・T会員若干名 | | |
| 学 年 部 員 | P会員各学級若干名・T会員若干名 | | |
| 6. 校外指導部長 | 1名 | 同副部長 | 1名 |
| 文化体育部長 | 1名 | 同副部長 | 1名 |
| 研 修 部 長 | 1名 | 同副部長 | 1名 |
| 広 報 部 長 | 1名 | 同副部長 | 1名 |
| 学 年 部 長 | 3名 (各学年1名) | 同副部長 | 3名 (各学年1名) |
| 7. 評 議 員 | 20名 (各字支部長) | | |
| 8. 企 画 委 員 | 若干名 | | |
| 9. 事 務 局 長 | 1名 | | |
| 10. 会 計 | 1名 | 幹 事 | 若干名 (内1名は教職員) |
| 会 計 監 査 員 | 2名 | | |

第10条

1. 会長、副会長は、保護者会員の中から選出する。この場合、選考委員会で選出し、評議員会で決定する。
2. 顧問は、会長が委嘱する。
3. 支部長は、各支部（字）にて会員の互選による。
4. 校外指導部員、文化体育部員、研修部員、広報部員は、支部長が委嘱し、学年部員は各学級の互選による。
5. 校外指導部長、文化体育部長、研修部長、広報部長は、支部長が委嘱した委員の中から選出し、会長が委嘱する。
6. 学年部長は、各学年にて選出された学年部員の互選による。
7. 各事業部（校外指導部、文化体育部、研修部、広報部）および学年部の副部長は、各部長が委嘱する。
8. 企画委員会は、会長・副会長・学校長・教頭・各部長・事務局長をもって組織する。
9. 評議員会は、評議員および企画委員をもってする。
10. 会計・幹事・事務局長は、会長が委嘱する。
11. 会計監査員は、評議員会が委嘱する。
12. 役員選出における選考委員会は「双葉中学校PTA役員選考委員会規則」に則り運営する。

第11条 役員の任期は1ヶ年とし、補欠役員は前任者の残存期間とする。役員は任期満了のときでも、後任者が就任するまでは、その任務を行うものとする。但し、留任は妨げない。役員の任務は次の通りとする。

1. 会長は本会を代表し、会務を統理し、且つ、会議を招集し、議長となる。
2. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、これを代理する。
3. 顧問は、会長の諮問に応じ、会議で意見を述べることができる。
4. 支部長は、各字の会員を代表する。本会においては評議員となる。
5. 支部長事故あるときは、支部において代理人を選出し字の代表となる。
6. 部員は各部の中心となり、部活動の活発なる推進をはかる。
7. 部長は部を代表し、部の実践活動を推進する。副部長は部長を補佐し、部長事故あるときは、これを代理する。
8. 企画委員は、企画委員会を組織し、各事業・予算等の調整立案にあたる。
9. 事務局長は、本年の庶務を掌理し、文章・資産等を管理する。
10. 会計は、会のすべての金銭の収支を正確に記録し、監査を受けて総会に報告する。
11. 会計監査員は会計を監査する。
12. 会計・幹事は、会長の命を受け会務の運営に当たる。

第7章 会 議

第12条 総会は毎年1回以上開催し、全会員をもって編成され、この会の最高議決機関である。但し、急を要する場合は、評議員会をもって総会にかえることができる。この場合は、事後に総会の承認を得なければならない。企画委員会は、必要に応じて開催する。評議員会は、本会の事業・予算・決算・その他必要な事について協議する。部会は、各部長が招集し、事業の企画・実践について協議し、各字会員への連絡に当たる。会議は、すべて出席人数の半数以上の同意をもって議事を議決する。但し、出席人数が定数の半数に満たない時は、議事を議決することはできない。

第8章 弔 事

第13条 会員の弔事には、香儀を贈り会長が会葬する。香儀の額は、その都度会長と事務局で協議の上決定する。

第9章 会則の変更

第14条 この会則の改廃は、評議員会において決議し、総会の承認を受けなければならない。